

令和6年度第1回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和6年4月12日

場所 小川原湖交流センター「宝湖館」
1階 多目的ホール

令和6年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 小川原湖交流センター「宝湖館」 1階 多目的ホール

2. 開会日時 令和6年4月12日（金） 午後3時30分

3. 閉会日時 令和6年4月12日（金） 午後4時50分

4. 出席農業委員（13名）

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	6番	小野寺正八
7番	鶴ヶ崎勝也	8番	中野一男
9番	蛭名修二	10番	蛭名勲
12番	甲地俊隆	13番	甲地武彦
14番	藤井久		

5. 欠席農業委員（2名）

11番	久保田正一	15番	沼尾幸一
-----	-------	-----	------

6. 出席農地利用最適化推進委員（4名）

小川原市川裕美	旭町蛭名香織
表町山田昭二	土橋土井文隆

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

漆玉岡山伴樹

8. 会議に付した案件

報告第 1 号	農業委員会事務局職員の異動について
報告第 2 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 3 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 4 号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号	東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	仲介委員の指名について
議案第 5 号	東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準について

9. 議事録署名委員

2 番 竹 内 勝 子

3 番 沼 尾 京 子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹 内 恒 幸 事務局主事 鳥谷部 彩 花

11. 書記

事務局副参事 乙 供 信 博

—— 開会 午後 3 時 3 0 分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」着席願います。
只今から、4 月 4 日に招集通知しました第 1 回東北町農業委員会
総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、13 名で定足数に達しておりますので総会
は、成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員 4 名の出席があります。
本日、11 番 久保田 正一 委員、15 番 沼委 幸一 委員
より、会議規則第 4 条の規定に基づく欠席届出が、ありましたので
ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、東北町農業委員会会議規則第 5 条により会長は、会議
の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より
議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告 5 件、議案 5 件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第 1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題と
します。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、2番 竹内勝子 委員、3番 沼尾京子
委員を指名いたします。
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について
議題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について、別紙1ページ
のとおり報告します。
令和6年4月1日付け異動職員、新任者に鳥谷部彩花主事が保健
衛生課から異動となり配属されました。
次に前任者の荒木浩美主査が社会教育スポーツ課管理下の中央
公民館へ異動となりました。
以上、報告いたします。

議長 日程第4 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について議
題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2ページをお開きください。
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するも
のです。
なお、現地確認は、4月4日、農業委員1名竹内勝子 委員及び
農地利用最適化推進委員1名市川裕美 推進委員と事務局職員2

事務局長 名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認しています。

事務局長 3ページをお開きください。
受付番号1番、1件について説明いたします。
(受付番号1番、1件、朗読説明省略)
以上、1件です。

議 長 只今、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

14番
藤井久委員 3ページの1番ですが、合計面積が合わないのですが。

事務局長 訂正いたします。2,942平方メートルになります。
大変申し訳ございません。

議 長 その他、質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案のとおり報告済みといたします。

議 長 日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定により
届出書の受理について議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 4ページをお開きください。
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。
5ページをお開きください。
受付番号1から9番の9件について説明いたします。
(受付番号1から9番、9件、朗読説明省略)
以上、9件です。

議 長 只今、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第6 報告第4号 使用貸借合意解釈書の受理について議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。
報告第4号 使用貸借合意解釈書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。
9ページをお開きください。
受付番号1番、1件について説明いたします。
(受付番号1番、1件、朗読説明省略)
以上、1件であります。

議長 只今、事務局より報告第4号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第7 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 10ページをお開きください。
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
11ページをお開きください。
受付番号1番、1件について説明いたします。
(受付番号1番、1件、朗読説明省略)
以上、1件であります。

議長 只今、事務局より報告第５号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第５号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第８ 議案第１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 １２ページをお開きください。
議案第１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり（１）所有権移転５件の許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

事務局長 １３ページをお開き下さい。
受付番号１から５番の５件について説明いたします。
（受付番号１から５番、５件、議案朗読説明省略）
以上、所有権移転５件です。

議長 只今、事務局より議案第１号の朗読及び説明がありました。
ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 日程第９ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 １５ページをお開きください。
議案第２号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第１５条第１項の規定により、

事務局長 別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので（１）所有権移転１件について現地調査が行われております。

１６ページをお開きください。

受付番号１番、１件について説明いたします。

（受付番号１番、１件、議案朗読説明省略）

以上、所有権移転１件であります。

議長 只今、事務局より議案第２号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、竹内 勝子委員より現地調査の報告をお願いします。

２番 議案第２号の現地調査の報告をいたします。
竹内勝子委員 （別紙、説明朗読省略）
以上、報告いたします。

議長 ご苦労様でした。
只今、竹内 勝子 委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第１０ 議案第３号 東北町農用地利用集積計画の決定について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 ２０ページをお開きください。
議案第３号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

２１ページをお開きください。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

２２ページをお開きください。

事務局長　これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

最初に、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について、各筆明細書の（２）使用貸借権の設定、受付番号１から２２番の２２件について説明いたします。

（受付番号１から２２番、２２件、議案朗読説明省略）

以上、使用貸借権の設定２２件であります。

議　　長　　只今、事務局より議案第３号の朗読及び説明がありました。本案について、ご質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議　　長　　質疑なしと認め、議案第３号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　　長　　日程第１１　議案第４号　仲介委員の指名について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長　３２ページをお開きください。

議案第４号　農地法第２５条第２項の規定により、別紙のとおり和解の仲介の申立てがあったので仲介委員を指名するものであります。

まず、和解の仲介についてご説明いたします。

農地法第２５条による和解の仲介は、「農業委員会は、農地又は採草放牧地などの利用関係の紛争について、手続きに従い当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行う」とされています。

和解の仲介は、農地法第２５条第２項の規定に基づき、農業委員会の委員から農業委員会会長が指名する３人の仲介委員によって行われ、仲介の期日等を決めて、申立人及び相手方の出頭を求め、和解の仲介を行うこととなりますが、残念ながら不成立等の場合は、農業委員会の仲介は、打ち切りとなります。

また、「農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行うことが困難、不適當であると認めるときは、申立人の同意を得て県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出をすることができる」とされています。

事務局長 それでも不服がある場合は、民事訴訟へ申し立てを行い、法的な判断を得るということになります。

 それでは、33ページ、34ページの申立書調書の口述内容についてご説明いたします。

 (申立書調書の口述内容、議案朗読説明省略)

 以上で説明を終わります。

議 長 それでは、お諮りします。議案第4号について、指名した3名の仲介委員により和解の仲介を行うことに、ご異議等ありませんか。

7番 相手方を良く知っているうえでの指名となりましたが、知らない
鶴ヶ崎勝也 方の指名のほうが意見を言えるのではないですか。
委員

会 長 農業委員は、誰もが農家を知っている方々です。
 藤井委員は中立という立場でお願いをしていますが、彼も実際知っています。

 委員を決めて仲介を行いますが、もし不成立ならば、県知事をお願いをして、県で和解仲介を行い、それでもだめな場合は、民事訴訟となるかと思います。

 できれば、農業委員会に相談がありましたので、立ち合いを行い和解になるように三名をご指名しましたので、よろしくお願いいたします。

12番 今の件について、過去の5年か10年位前に竹内委員と同行して
甲地俊隆 立会をしました。とても話に折り合いがつかず解決に至らなかった
委員 経緯がありました。

会 長 今回は、違う場所です。よろしくお願いいたします。

5番 今回の場合は、測量を実施すれば、よろしいのではないですか。
蛭沢清子 委員

会 長 測量を実施すれば、きちんと境界も分かりますが、お金もかかる事と、この土地は、相手方が借りて耕作していることから、できれば話し合いで解決したいとの事ですので、立会をよろしくお願いいたします。

議 長 その他ご異議等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、3名の委員を仲介委員に決定し、期日等を定めて、申立人及び相手方の出頭を求めて、和解の仲介を行うことといたします。

議 長 日程第12 議案第5号 東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 35ページをお開き下さい。
議案第5号 東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準について、農地移動適正化あっせん事業実施要領及び同運用により、農地移動適正化あっせん基準を別表のとおり定めてよいか承認を求めるものです。
36ページをお開き下さい。
農地移動適正化あっせん基準の別表を説明いたします。
(36から57ページ、議案朗読説明省略)
以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局より議案第5号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第1回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後4時50分 ———